

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月7日

【四半期会計期間】 第118期第3四半期（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）

【会社名】 株式会社栗本鐵工所

【英訳名】 Kurimoto, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 福井 秀明

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江一丁目12番19号

【電話番号】 (06)6538-7719

【事務連絡者氏名】 総合企画室長 生越 勝弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル  
(株式会社栗本鐵工所東京支社)

【電話番号】 (03)3450-8611

【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤 容啓

【縦覧に供する場所】 株式会社栗本鐵工所東京支社  
(東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第117期 第3四半期連結 累計期間	第118期 第3四半期連結 累計期間	第117期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(百万円)	72,026	76,154	98,175
経常利益(百万円)	4,291	3,574	5,525
四半期(当期)純利益(百万円)	4,116	3,539	2,898
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	4,408	5,484	4,322
純資産額(百万円)	45,992	50,855	45,905
総資産額(百万円)	127,598	132,315	129,934
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	31.14	26.78	21.93
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)			
自己資本比率(%)	35.8	38.2	35.1

回次	第117期 第3四半期連結 会計期間	第118期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	19.26	12.93

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社の異動は以下のとおりである。

(産業建設資材事業関連)

第2四半期連結会計期間において、日本カイザー株式会社の全株式を取得し連結子会社とした。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融政策などを背景として、輸出関連企業を中心に景気回復の兆しが見られる一方で、円安による原材料価格の上昇や、新興国経済の減速による海外景気の下振れ懸念等により、依然として先行き不透明な状況で推移した。

このような状況の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は化学装置部門において、大型工事物件の売上が減少したが、鉄管部門で補正予算編成に伴う発注が堅調であったこと、機械部門の鍛圧機の出荷が増加したこと、化成品部門で電力、農水向け製品の出荷が増加したことなどにより、売上高は前第3四半期連結累計期間比4,128百万円増収の76,154百万円となった。

利益面では、「機械システム事業」における減収の影響などにより、営業利益は4,191百万円(前第3四半期連結累計期間比521百万円減益)、経常利益は3,574百万円(前第3四半期連結累計期間比716百万円減益)となった。四半期純利益は、繰延税金資産の積み増しに伴う法人税等調整額の戻し入れがあったが、「機械システム事業」の減収による減益がそれを上回り3,539百万円(前第3四半期連結累計期間比576百万円減益)となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

「パイプシステム事業」は、売上高については、バルブ部門において、電力・鉄鋼分野や海外案件の売上が減少となったが、鉄管部門において補正予算編成に伴う発注が堅調であったことなどにより、前第3四半期連結累計期間比2,800百万円増収の44,989百万円となった。

営業利益については、増収による増益などがあったが、鉄スクラップ他、原材料価格の上昇などにより、前第3四半期連結累計期間比134百万円減益の2,998百万円の営業利益となった。

「機械システム事業」は、売上高については、機械部門の鍛圧機で出荷が増加したが、化学装置部門において、大型工事物件の売上が減少したことなどにより、前第3四半期連結累計期間比890百万円減収の16,033百万円となった。

営業利益については、減収による減益などにより、前第3四半期連結累計期間比333百万円減益の547百万円の営業利益となった。

「産業建設資材事業」は、売上高については、化成品部門において、電力、農水向け製品の出荷増、建材部門において、高速道路向け消音製品、土木製品の出荷増に加え、第2四半期連結会計期間において日本カイザー(株)を連結子会社化したことなどにより、前3第四半期連結累計期間比2,217百万円増収の15,131百万円となった。

営業利益については、増収による増益などにより、前第3四半期連結累計期間比110百万円増益の541百万円の営業利益となった。

#### (2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金、仕掛品が減少した反面、受取手形及び売掛金、投資有価証券などの増加により、前連結会計年度末比2,380百万円増加の132,315百万円(前年同四半期127,598百万円)となった。

一方、負債においては1年内返済予定の長期借入金が増加した反面、長期借入金などの減少により、前連結会計年度末比2,568百万円減少の81,459百万円(前年同四半期81,605百万円)となった。

純資産においては、四半期純利益の計上、その他有価証券評価差額金などの増加により、前連結会計年度末比4,949百万円増加の50,855百万円(前年同四半期45,992百万円)となった。

### (3)事業上及び財務上の対処すべき課題

#### 対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

#### 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決議し、平成23年5月23日開催の取締役会において「基本方針の実現に資する取組み」を決議し、同年6月29日開催の第115回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為への対応策」の承認決議を受けている。

#### 1. 基本方針の概要

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす可能性のある当社株式の買付提案・買付行為等に賛同するか否かの判断についても、株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかし、当社株式の買付行為等の中には、その内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定される。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、係る買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えている。

#### 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進している。

##### (1) 企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来100年余、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、お客様満足第一のモノづくりに徹することにより、社会のインフラ整備やライフラインの拡充に貢献してきた。

今後モトータル・クオリティ・サービスでお客様の信頼を得、お客様に本当に満足していただくことによって、持続的成長を目指していくことを当社及びグループ会社の「経営基本方針」としている。

##### (2) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実施策」について

当社は、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施している。

##### 経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役会のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っている。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の管理・監督機能を相対的に強化している。

また、当社の経営監査機関として、監査役会を設置している。監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っている。

##### 内部統制システム

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めている。

#### 3. 当社株式等の大規模買付行為への対応策（本プラン）

##### (1) 本プランの概要

議決権割合で20%以上となる当社株式等の大規模買付行為に関する情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者による大規模買付行為に対する対抗措置を定めている。

##### (2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、事前に大規模買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要なかつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものである。なお、情報提供に関して、大規模買付者より合理的な説明がある場合には、取締役会は提供を求めた必要情報が全て揃わなくても、取締役会による評価を開始する場合がある。

##### (3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において判断することになる。ただし、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがある。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとる場合がある。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かを判断するに際しては、大規模買付者側の事情についても考慮し、例えば合理的理由により必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとする。

独立委員会の設置

取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断する際、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置する。独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から選任する。

対抗措置の発動の手續

対抗措置をとる場合、取締役会は対抗措置の発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行う。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重する。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとする。

対抗措置発動の停止等について

取締役会が、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがある。対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行う。

#### (4) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報等を提供することを目的としており、当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えている。

対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について適時・適切に開示する。対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定していない。

ただし、大規模買付者については、大規模買付ルールを順守しない場合、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合等、対抗措置がとられた結果として、法的・経済的側面において不利益が発生する可能性がある。

#### (5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成23年6月29日に開催された第115回定時株主総会の日から3年間（平成26年6月開催予定の定時株主総会の時まで）とし、以降は3年ごとに、定時株主総会の承認を経ることとする。

ただし、本プランの有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

#### (6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足している。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっている。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしている。

また、株主の皆様へ情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

株主意思を尊重するものであること

本プランは、平成23年6月開催の定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂いており、株主の皆様のご意向が反映されている。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができ、デッドハンド型買収防衛策でもスローハンド型買収防衛策でもない。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,101百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	393,766,000
計	393,766,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	133,984,908	133,984,908		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日		133,984		31,186		6,959

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,791,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 131,904,000	131,904	
単元未満株式	普通株式 289,908		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908		
総株主の議決権		131,904	

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれている。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれている。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江 一丁目12番19号	1,791,000		1,791,000	1.33
計		1,791,000		1,791,000	1.33

(注)当第3四半期会計期間末の自己株式数は、1,795,871株である。

2【役員の状況】

該当事項なし。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,111	15,511
受取手形及び売掛金	<sup>5</sup> 39,629	<sup>5</sup> 41,928
商品及び製品	9,034	9,957
仕掛品	6,877	5,817
原材料及び貯蔵品	2,269	2,324
その他	2,251	3,334
貸倒引当金	98	106
流動資産合計	79,075	78,766
固定資産		
有形固定資産		
土地	19,870	19,870
その他(純額)	16,387	16,426
有形固定資産合計	36,257	36,297
無形固定資産		
その他	196	575
無形固定資産合計	196	575
投資その他の資産		
投資有価証券	11,408	14,185
その他	3,486	3,110
貸倒引当金	491	620
投資その他の資産合計	14,403	16,675
固定資産合計	50,858	53,548
資産合計	129,934	132,315

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	<sup>5</sup> 28,835	<sup>5</sup> 28,426
短期借入金	<sup>4</sup> 26,562	<sup>4</sup> 26,699
1年内返済予定の長期借入金	<sup>4</sup> 2,626	<sup>4</sup> 13,291
未払法人税等	561	140
引当金	2,127	1,030
その他	5,789	6,553
流動負債合計	66,503	76,141
固定負債		
長期借入金	<sup>4</sup> 13,271	265
退職給付引当金	3,299	3,401
その他の引当金	7	-
その他	947	1,651
固定負債合計	17,524	5,318
負債合計	84,028	81,459
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	31,186	31,186
資本剰余金	6,959	6,959
利益剰余金	6,530	9,541
自己株式	388	391
株主資本合計	44,288	47,295
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,298	3,191
その他の包括利益累計額合計	1,298	3,191
少数株主持分	319	368
純資産合計	45,905	50,855
負債純資産合計	129,934	132,315

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	72,026	76,154
売上原価	53,758	57,673
売上総利益	18,267	18,481
販売費及び一般管理費	13,554	14,289
営業利益	4,713	4,191
営業外収益		
受取配当金	105	133
その他	306	285
営業外収益合計	412	418
営業外費用		
支払利息	418	374
その他	415	660
営業外費用合計	834	1,034
経常利益	4,291	3,574
特別利益		
投資有価証券売却益	7	0
特別利益合計	7	0
特別損失		
投資有価証券売却損	0	-
減損損失	0	0
その他	0	-
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益	4,297	3,574
法人税、住民税及び事業税	255	256
法人税等調整額	98	273
法人税等合計	156	16
少数株主損益調整前四半期純利益	4,140	3,591
少数株主利益	24	51
四半期純利益	4,116	3,539

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,140	3,591
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	268	1,892
その他の包括利益合計	268	1,892
四半期包括利益	4,408	5,484
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,384	5,432
少数株主に係る四半期包括利益	24	51

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第2四半期連結会計期間において、日本カイザー株式会社の全株式を取得したため、連結の範囲に含めている。

(四半期連結貸借対照表関係)

## 1 保証債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
従業員の金融機関借入金に対する保証債務	242百万円	214百万円

## 2 受取手形割引高及び裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形割引高	4,167百万円	2,577百万円
裏書譲渡高	20	37

## 3 コミットメント等について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結している。

借入未実行残高等は次の通りである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
当座貸越極度額	2,000百万円	1,900百万円
コミットメントラインの総額	33,000	33,000
タームローンの総額	15,000	13,000
借入実行残高	40,912	38,900
差引額	9,087	9,000

## 4 財務制限条項等の付保

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
短期借入金のうち25,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち15,000百万円については、財務制限条項等が付されている。		短期借入金のうち25,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち13,000百万円については、財務制限条項等が付されている。
(1)各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体での純資産残高は300億円以上を維持すること。		(1)各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体での純資産残高は300億円以上を維持すること。
(2)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での営業損益は2期連続で損失とならないこと。		(2)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での営業損益は2期連続で損失とならないこと。
(3)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値は、1.0を超過しないこと。		(3)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値は、1.0を超過しないこと。

## 5 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	2,911百万円	1,835百万円
支払手形	2,064	1,839

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	1,638百万円	1,652百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	264	2.00	平成24年9月30日	平成24年12月7日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	264	2.00	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシ テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	42,188	16,923	12,914	72,026	-	72,026
セグメント間の内部売上高又は振替高	131	30	680	842	842	-
計	42,320	16,953	13,594	72,868	842	72,026
セグメント利益	3,133	881	431	4,445	267	4,713

(注)1 セグメント利益の調整額267百万円には、セグメント間取引消去39百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額350百万円及びたな卸資産の調整額 122百万円が含まれている。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシ テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	44,989	16,033	15,131	76,154	-	76,154
セグメント間の内部売上高又は振替高	216	-	1,367	1,584	1,584	-
計	45,205	16,033	16,499	77,738	1,584	76,154
セグメント利益	2,998	547	541	4,087	104	4,191

(注)1 セグメント利益の調整額104百万円には、セグメント間取引消去29百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額273百万円及びたな卸資産の調整額 199百万円が含まれている。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	31円14銭	26円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,116	3,539
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,116	3,539
普通株式の期中平均株式数(千株)	132,206	132,195

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

平成25年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議した。

(イ) 配当金の総額.....264百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....2円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月9日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行った。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月7日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 馬場 泰徳 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 亮三 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 坂東 和宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。